

最近の水道水質基準項目等の検出状況について



厚生労働省では、平成 28 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会(平成 28 年 12 月 20 日開催)において、「水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方」に従い、分類の見直しを検討しました。その結果、「ベンゼン」「陰イオン界面活性剤」「フェノール類」及び「ニッケル及びその化合物」が分類変更を検討すべき項目に該当しました。

検討した結果、水質基準項目である「ベンゼン」「陰イオン界面活性剤」「フェノール類」については、検出されない状況が継続するか不明なため、引き続き水質基準に据え置いて管理していくことが望ましいとされました。

また、水質管理目標設定項目である「ニッケル及びその化合物」については、目標値の再検討が必要であること、給水装置からのニッケルの浸出に対する対応が困難であるという課題があるため、水道原水及び浄水におけるニッケルの存在状況、環境汚染状況の推移、水道用資機材等を含めた水道における制御方法等についての調査検討を引き続き行い、水質基準に分類するかどうかについての検討を継続することとされました。

なお、飲料水の評価値の設定方法についても引き続き検討を行う必要があることから、現行の水質管理目標設定項目に据え置くこととし、浄水中の検出状況等を注視していくことが望ましいとされました。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道 GLP 認定機関として、長年の水質検査の実績があります。お気軽に、お問合せください。

資料 平成 28 年度 厚生労働省第 2 回水質基準逐次改正検討会資料

分析技術箇所 長谷川知草